

項各号を次のように改める。

(1) 地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第39条第3項の規定により読み替えて適用される地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員（地方公営企業法第39条第3項の規定により読み替えて適用される地方公務員の育児休業等に関する法律第17条の規定による短時間勤務をしている職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）以外の職員であつて、勤務開始日において育児短時間勤務職員等であつたもの 前項中「受けていた給料及び」とあるのは、「受けていた給料の月額を勤務開始日における職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（昭和27年長野県条例第9号）第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額及び勤務開始日に受けていた」とする。

(2) 育児短時間勤務職員等であつて、勤務開始日において育児短時間勤務職員等以外の職員であつたもの 前項中「受けていた給料及び」とあるのは、「受けていた給料の月額に職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（昭和27年長野県条例第9号）第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額及び勤務開始日に受けていた」とする。

(3) 育児短時間勤務職員等であつて、勤務開始日において育児短時間勤務職員等であつたもの 前項中「受けていた給料及び」とあるのは、「受けていた給料の月額を勤務開始日における職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（昭和27年長野県条例第9号）第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額に現に同条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額及び勤務開始日に受けていた」とする。

別表第3の用地交渉手当の項中「公庫の予算及び決算に関する法律（昭和26年法律第99号）第1条に規定する公庫」を「沖縄振興開発金融公庫」に改める。

（企業職員の部分休業に関する規程の一部改正）

第2条 企業職員の部分休業に関する規程（平成4年長野県公営企業管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

企業職員の育児短時間勤務の形態及び部分休業に関する規程

本則中「(平成3年法律第110号)」を削り、本則を第2条とし、同条に見出しとして「(部分休業)」を付し、同条の前に次の1条を加える。

（育児短時間勤務の形態）

第1条 長野県企業局に勤務する企業職員の地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第39条第3項の規定により読み替えて適用される地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項の規定による育児短時間勤務の形態に関しては、当分の間、同法第10条第1項の規定の適用を受ける知事の事務部局の職員の例による。

附 則

この管理規程は、平成21年4月1日から施行する。

経営企画課



長野県告示第283号

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第32条第1項の規定により、同法第28条に規定する業務を行う次の者の指定を取り消しました。

平成21年3月31日

長野県知事 村 井 仁

- 1 名 称
社団法人 長野県雇用開発協会
- 2 住 所
長野県長野市南泉町1040番地1
- 3 事務所の所在地
長野県松本市寿北7-1-37
- 4 取消年月日
平成21年3月31日

労働雇用課

長野県告示第284号

農業近代化資金融資利子補給金交付要綱（昭和36年長野県告示第421号）の一部を次のように改正し、平成21年4月1日から施行します。

平成21年3月31日

長野県知事 村 井 仁

第6を次のように改める。

規則及びこの要綱により融資機関（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第1項第2号の事業を行う農業協同組合に限る。）が知事に提出する書類は、所轄地方事務所の長を経由するものとする。

農村振興課

長野県告示第285号

天災による被害農林漁業者等に対する経営資金等利子補給及び損失補償事業補助金交付要綱（昭和42年長野県告示第431号）の一部を次のように改正し、平成21年4月1日から施行します。

平成21年3月31日

長野県知事 村 井 仁

第8を次のように改める。

規則及びこの要綱により知事に提出する書類は、所轄地方事務所長を経由するものとする。

農村振興課

長野県告示第286号

長野県同和地域農業経営資金融資利子補給金交付要綱(昭和47年長野県告示第635号)の一部を次のように改正し、平成21年4月1日から施行します。

平成21年3月31日

長野県知事 村井 仁

第8を次のように改める。

規則及びこの要綱により知事に提出する書類は、正副2部とし、所轄地方事務所の長を経由するものとする。ただし、長野県信用農業協同組合連合会及び基金協会にあつては、直接知事に提出するものとする。

農村振興課

長野県告示第287号

長野県同和地域農地等取得資金融資利子補給金等交付要綱(昭和50年長野県告示第455号)の一部を次のように改正し、平成21年4月1日から施行します。

平成21年3月31日

長野県知事 村井 仁

第8中を次のように改める。

規則及びこの要綱により知事に提出する書類は、所轄地方事務所の長を経由するものとする。ただし、長野県信用農業協同組合連合会及び基金協会にあつては、直接知事に提出するものとする。

農村振興課

長野県告示第288号

漁業近代化資金利子補給金交付要綱(昭和52年長野県告示第298号)の一部を次のように改正し、平成21年4月1日から施行します。

平成21年3月31日

長野県知事 村井 仁

第6を次のように改める。

規則及びこの要綱により第2第2項第1号に掲げる融資機関(長野県養殖漁業協同組合を除く。)が知事に提出する書類は、所轄地方事務所の長を経由するものとする。

農村振興課

長野県告示第289号

建築士法(昭和25年法律第202号)第10条の20第1項の規定により、都道府県指定登録機関として、次のとおり指定しました。

平成21年3月31日

長野県知事 村井 仁

- 1 指定登録機関の名称及び住所
社団法人長野県建築士会
長野市大字南長野字宮東426番地1
- 2 二級建築士等登録事務を行う事務所の所在地

長野市大字南長野字宮東426番地1

- 3 二級建築士等登録事務の開始の日
平成21年4月1日

建築指導課

長野県告示第290号

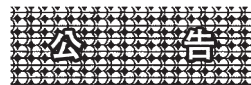
建築士法(昭和25年法律第202号)第26条の3第1項の規定により、都道府県指定事務所登録機関として、次のとおり指定しました。

平成21年3月31日

長野県知事 村井 仁

- 1 指定事務所登録機関の名称及び住所
社団法人長野県建築士事務所協会
長野市大字中御所字岡田124番地1
- 2 建築士事務所登録等事務を行う事務所の所在地
長野市大字中御所字岡田124番地1
- 3 建築士事務所登録等事務の開始の日
平成21年4月1日

建築指導課



公告

長野県知事印を次のように新調し、平成21年4月1日から使用を開始します。

平成21年3月31日

長野県知事 村井 仁

印影



情報公開・私学課